

答 申

1 審査会の結論

実施機関が個人情報存在しないとした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成 19 年 11 月 14 日付けでいなべ市個人情報保護条例（平成 16 年いなべ市条例第 25 号。以下「条例」という。）に基づき行なった「藤原中部土地改良区の当初の計画図面のうち請求人に係るもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、いなべ市長（以下「実施機関」という。）が平成 19 年 11 月 28 日付け農整第 328 号でした個人情報不
存在決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 異議申立ての理由

実施機関に文書が保管されていないということは、納得できない。土地改良区には文書保存期間が定められているはずで、旧藤原町又はいなべ市は本件開示請求に係る文書を保有しているはずである。

よって、本件処分は取り消されるべきである。

4 実施機関の説明要旨

実施機関は、次の理由により本件開示請求に係る個人情報は存在しないとした。

(1) 本件開示請求について

本件開示請求の内容は、合併前の藤原町地内で実施された藤原中部土地改良区の土地改良事業に関する文書のうち特定個人に係る当初の計画図面である。当該事業は、藤原中部土地改良区が三重県に対し県が行うべき土地改良事業として申請し、同県が事業主体となって実施したものであった。当該事業の内容は、水田の区画整理工事及び区画整理後の換地業務であった。

(2) 個人情報不
存在決定の理由について

旧藤原町は、本件土地改良事業の実施主体ではない。また、旧藤原町又はいなべ市は、三重県又は藤原中部土地改良区から本件開示請求の対象となった文書を取得し、又は引継ぎを受けていない。したがって、実施機関は個人情報を保有していない。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

いなべ市個人情報保護条例の制定目的は、実施機関における個人情報の適切な取扱いと実施機関が保有する個人情報について個人情報の本人に対し開示等の請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正な運営に資するとともに、個人の権利利益を保護することを目的としている。条例は、個人情報の開示請求に対して実施機関はこれに応じることを原則とし、法令等の規定により本人に開示することができないとされた情報や個人情報を開示することにより請求者以外の者の権利利益が侵害され、又は行政の公正かつ適正な運営が損なわれるなど公益を害することがないようその例外を定めている。

当審査会は、個人情報保護の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断す

る。

(2) 本件対象公文書について

個人情報開示請求書によれば、開示対象とされた文書は「藤原中部土地改良区の土地改良事業に関する文書のうち開示請求人に係る当初の計画図面」である。

(3) 公文書の存否について

当審査会において、実施機関の職員（当時の事務担当者）に対し本件土地改良事業に係る事業実施状況、旧藤原町の役割、旧藤原町と三重県又は藤原中部土地改良区との文書の取得状況等について聞き取り調査した結果は、次のとおりである。

ア 藤原中部土地改良事業は、藤原中部土地改良区が三重県に対し県が行うべき土地改良事業として申請し、同県が事業主体となって実施したものであった。藤原中部土地改良区は、水田所有者らによって土地改良事業を実施するために設立された法人であった。藤原中部土地改良区の事務は、当該土地改良区と他の土地改良区らが設立した土地改良に関する事務を行なうための協議会（以下「土地改良協議会」という。）により実施された。土地改良協議会の事務局はその設立時に旧藤原町内の別の場所に置かれたが後に旧藤原町役場（現いなべ市役所藤原庁舎）内に置かれ、同事務局には専任の職員が置かれていた。

なお、藤原中部土地改良区は平成 15 年 1 月 24 日付けで三重県知事の解散認可を受け、現在は、清算人が置かれている。

イ 旧藤原町は、藤原中部土地改良事業に関し三重県と地元住民との連絡調整等を行い、土地改良協議会の事務についてその職員に対し指導及び助言を行なったが、三重県又は藤原中部土地改良区若しくは土地改良協議会から藤原中部土地改良事業に係る文書（ウに掲げる文書を除く。）を取得していなかった。

ウ 藤原中部土地改良区が解散する際に、当該改良区が保有する文書のうち個人の権利関係に関する文書（換地計画書、土地に係る座標情報及び権利書受領書）は旧藤原町に引き継がれ、他の文書は清算人の管理下に置かれ、又は廃棄された。

エ 本件開示請求に係る文書は、事業実施主体である三重県が作成すべきもので、同県又は藤原中部土地改良区若しくは土地改良協議会に存在し、又は存在したと考えられるが、旧藤原町又はいなべ市が取得したことはない。

(4) 結論

上記のとおり、藤原中部土地改良区及び土地改良協議会は条例の定める実施機関とは別の主体であり、条例の適用範囲外にあるものと認められる。また、異議申立人の主張を裏付けるような事実は認められず、実施機関において本件開示請求に係る文書の存在を示す特段の事情も認められなかった。これらのことから、実施機関が個人情報存在しないとした説明には、合理性があるものと判断する。

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会処理経過

年月日	処理内容
平成 20 年 1 月 17 日	諮問書受理
平成 20 年 1 月 17 日	諮問書確認（第 26 回審査会）
平成 20 年 2 月 21 日	審議及び実施機関の理由説明（第 27 回審査会）
平成 20 年 3 月 19 日	異議申立人の意見聴取、審議及び答申（第 28 回審査会）

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会

役 職	氏 名	備 考
会 長	伊藤 裕	鈴鹿国際大学国際学部教授
会長代理	坂東 行和	四日市大学総合政策学部教授
委 員	伊藤 征記	地元有識者
委 員	杉浦 肇	弁護士
委 員	杉岡 治	弁護士